

国自旅第 382 号
令和 4 年 12 月 27 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長
關 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長
沖 繩 綜 合 事 務 局 運 輸 部 長 } 殿

自動車局旅客課長
(公 印 省 略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

令和元年 5 月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和 5 年 1 月 4 日から交付される自動車検査証が電子化される。

これに伴い、以下の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとした。このため、令和 5 年 1 月 4 日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 自動車局長通達（自動車局旅客課の所掌に係るものに限る。）および自動車局旅客課長通達において、「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替える。